

助成金の申請に活用できます！

# テレワーク規程作成サービス

TOMAの  
人事・労務  
サービス

## 「働き方改革推進支援助成金」の 新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース支給対象の取組に該当します！

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、規程を整備した中小企業事業主を支援するため、すでに今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の特例的なコースが新たに設けられています。

### 主な要件

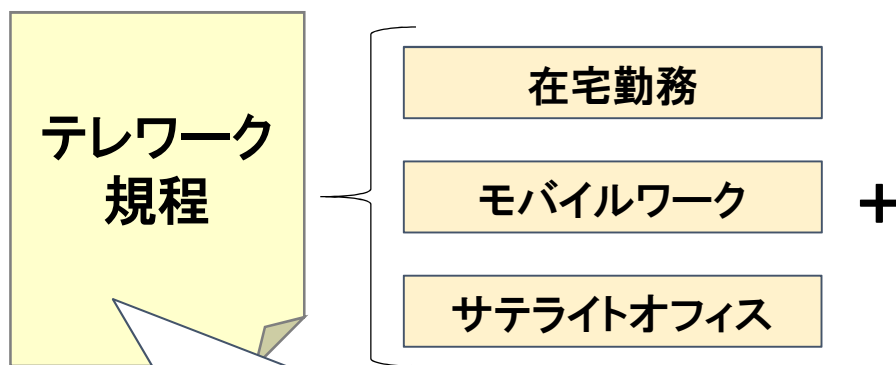
- 事業実施期間中に
- ・助成対象の取組を行うこと
- ・実施労働者が1人以上いること

### 助成対象の取組

- ・テレワーク用通信機器の導入・運用
- ・就業規則・労使協定等の作成・変更
- ・労務管理担当者に対する研修
- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・社会保険労務士などによるコンサルティング等

## 《TOMAのサービス》

### ■規程作成(実態に合わせてカスタマイズ)



### ■書式集

在宅勤務事前  
許可申請書

テレワーク時のサービス規律、労働時間、給与、費用負担等について明確に規定します。

サービス内容、報酬については裏面をご覧ください。

テレワーク規程



8万円(税別) でご提供!

※TOMAでは、助成金の申請は行っておりません。

特典

① 書式集

事前許可申請書や許可通知書、誓約書をご提供!

② 就業規則無料診断

貴社の就業規則を無料で診断し、労務リスクなどを洗い出します!

今なら

テレワーク規程と就業規則作成サービスのご依頼で通常47万5千円(税別)のところを、39万6千円(税別)で作成します!



就業規則作成サービス

就業規則は、何かトラブルがあれば司法及び行政によって正しく作成及び運用がなされているか判断される、ある種“公的な規則”です。実際、就業規則がメンテナンスされておらず、労務リスクに対応した規定になっていないことにより、トラブルが多発しています。

TOMAでは、会社の実態に合わせた「会社」「社員」「社会」三方良しの就業規則をご提供します!

■ 問合せ

TOMA社会保険労務士法人・TOMAコンサルタンツグループ株式会社

(東京/シンガポール[アジア統括]/ロサンゼルス[アメリカ統括])

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館 3階

TEL 03-6266-2551 FAX 03-6266-2556 <https://toma.co.jp> [toma@toma.co.jp](mailto:toma@toma.co.jp) 担当: 大野・中島

<TOMAのビジョン> 日本一多くの100年企業を創り続け 1000年続くコンサルティングファームになります

■ グループ会社

TOMA税理士法人 TOMA公認会計士共同事務所 TOMA行政書士法人 藤間司法書士法人

・税理士22名・国税局OB税理士9名・公認会計士3名・公認会計士試験合格者1名・米国公認会計士1名・特定社会保険労務士6名・社会保険労務士2名・社会保険労務士試験合格者10名・中小企業診断士4名・弁護士2名・司法書士6名・行政書士3名・不動産鑑定士1名・土地家屋調査士1名・宅地建物取引士3名・M&Aシニアエキスパート3名・人事労務コンサルタント20名・経営コンサルタント10名・医療経営コンサルタント10名・ITコンサルタント10名・CFP、AFP5名・相続診断士1名・賃貸不動産経営管理士2名・知的資産経営認定士1名・登録政治資金監査人1名ほか 総人数200名